

会員通知 第362号
平成17年 9月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするための「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等を一部改正し、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、株式分割に係る基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用できる対応が株式会社証券保管振替機構において来年1月から実施されることに伴い、上場会社が株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするよう義務付けることとするほか、株式分割により発行される新株券の発行日決済取引を廃止するものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

敬 具

1. 株式分割の効力発生日等

(1) 株式分割の効力発生日

上場会社が株式分割を行う場合は、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めるものとします。

(2) 停止条件付株式分割の基準日

上場会社が株式分割を行う場合において、発行する株式の総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとします。

2. 株式分割により発行される新株券の発行日決済取引の廃止

株式分割により発行される新株券の発行日決済取引を廃止します。

なお、本所が定める日は、平成17年9月30日とし、1.(1)及び2については、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割に適用します。

以 上

株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするための「業務規程」等の一部改正について

(ページ)

1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
3 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
4 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当により発行されるものについては第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式の分割により発行される新株券については、改正後の第9条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当又は株式の分割により発行されるものについては第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p><u>第12条の4 上場会社は、上場株券について株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p><u>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行する株式の総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときは、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して5日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 改正後の第12条の4第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。</p>	<p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券の発行日決済取引</p> <p>a 株主割当により発行される場合 全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行し、平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式の分割により発行される新株券については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券の発行日決済取引</p> <p>a 株主割当又は株式の分割により発行される場合 全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>14. 第9条（新株券等の上場）関係</p> <p>(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 新株引受権証書<u>又は株主割当</u>により発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割により追加して発行される新株券については、改正後の14.の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>14. 第9条（新株券等の上場）関係</p> <p>(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 新株引受権証書<u>若しくは株主割当</u>により発行される新株券<u>又は株式分割により追加して発行される新株券</u>が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>